

嘉永六年

御用状留

後藤重巳

解題

今回は前承して、嘉永六年度の五馬市・新城村の御用状留を紹介する。

この御用状留は、表・裏表紙とも計三十九丁、うち墨付三十七丁の当村の御用留状としては平均的分量の冊子である。当御用留帳が、五馬市村・新城村と連名になつてゐる所縁は、これより前の弘化四年六月二十二日以来、五馬市村庄屋信作が、新城村庄屋を兼帶していることにある。「品々書上帳」（五馬市村文書所収）によると、同年六月廿一日、新城村庄屋彦右衛門から、退役願いが出されたものの、後任に適任者が居なかつたために村方の総意によつて、隣村の信作の兼帶が決議され、翌二十二日に日田役所の「聞済」によつて公認された。

信作の五馬市村庄屋就任は、父周平死去に伴う世襲人事で、しばらく「人當」（人選）が行わたれたのち、天保九年九月に選任が決まつた。信作が二十八歳の年であつた。五馬市村は「宿場其外、御用繁多之村柄に御座候間、信作未タ若年」の故をもつて、筋内桜竹村庄屋新三郎が「後見」に指名され、彼の後見はその後十年間、弘化四年の年末まで続いた（同史料）。

信作は、安政元年正月、病身の故をもつて退役願いを出し、息子孝太郎（二十四歳）が庄屋職を世襲、同月二十七日に日田役所から受理された。孝太郎は直ちに謙平と改名し、彼の任期中に明治を迎える。

謙平も就任当初は、新城村庄屋を兼帶したが、安政二年時点では、兼帶を解かれたもののようにあるが、その詳しい経緯は明確でない。

筆者は先に、五馬市村文書の伝來考証で予見的に「寛政十一年に五馬市村庄屋が復活し……」と簡略に述べたが（『史学論叢』第三十三号所収「天保十年御用留」解題）その後の新史料の探索によつて、この表現を「五馬市村森家の庄屋は寛政十一年に始まる」と修正したいと思う。

嘉永四年春、五馬市村と赤岩村とが、畠地をめぐつて論争を起こし、事件の発端を調査しようとしたが、過去の古記録類が探索できず、困惑した。その事情を説明する「品々書上控」の記録のうちに、

精々取調候得共、何分古書物の高帳類無御座候、元来、五馬市村之義ハ庄屋無御座、先年上井手村庄屋江兼帶相頼、夫より出口村・新城村庄屋共江数十年兼帶相頼、只今庄屋信作祖父宇平次と申者へ庄屋役御願立候迄、百年余も庄屋無御座、六七度も脇村々江兼帶相頼押遷候儀二付、何れの節名寄帳類紛失仕候哉、無御座（下略）、
と云う記事が見える。

ここに云う「宇平次（治）と申者江・・・」と云う記述の内容は、最近初見した「（五馬市村森家）初代・宇平治、二代・周平・・・」と記述する史料と併せて、筆者が先に指摘した内容と附合する。森氏による五馬市村庄屋は、この寛政十年代初期と考えるのが妥当ではある。

因みにここで云う「品々書上控」は、「御用留」が、下達内容の留め書きであるのに対し、村方からの「上進」内容の留め置きである。五馬市村文書には、「自享和三年八月 至天保七年十二月 願筋並書上控」・「天保十年四月 安政四年正月 品々書上控」および「自安政四年巳二月書上物控」があり、それぞれ壱番・弐番・参番があるので、累年史料であることが知られる。

さて、「御用留」「御用状留」は、別に「触留帳」の名称を持つように、領主などからの触れを留め置く帳面であるが、この下達の觸れが、どのような機構のもと、どのような経路を経て、支配領域の末端まで伝達されるのか。

律令政府以来、国や郡を全覽する場合、国や郡の配列順序が一応固定化されており、この順序は一般に「国次」・「郡次」と呼ばれ、この順序は国郡の序列や付属する問題を考える上で重要な視点の一つとされていた。

しかし、国・郡はじめ、村さえ分割支配される近世においては、この前近世的な国・郡・村次は意味を失う。近世期の正保・元禄・天保の各「郷村帳」を見るに、國中における郡の順次には、前代を受け継ぐものではなく、さらに、郷村帳における「村配列」も、郷村帳三種の村配列上で、共通する点が厳格には見られない。

しかし、こうした国次・郡次さらに村の配列順次の問題は、近世期のより統率された支配下においては、関心を抱かざるを得ない問題もある。近世期の領主からの、いわゆる「触」「触達」が、如何様なルートに乗じて末端に到達しているのか。ここで取り上げる御用状留においても、少しぐ眺めておく必要があるかと思う。

御用留などによると、役所などからの触達の末尾の多くに「此廻状御順達可被成候」とか「此廻状刻付ヲ以御廻シ可被成候」・「此廻状早々順達、徒留村可相返もの也」・「此廻状村下へ庄屋令受印、早々順達、留より可相返もの也」などと表現されるものがある。「順達」・「刻付ヲ以、御廻し」・「庄屋令受印早々順達」・「留村より可相返」などの表現は、それぞれ触達内容の平常性・緊急性・重要性などによつて使い分けられるものらしく、ここに見る「留村」は村継ぎ順達された廻状が、最後に到達した村であり、ここから発信もとの役所に返納され、廻状の内容を徹底周知させる方策であり、「留村」は法制的に定められた用語であつた。

各種日記、御用留の類の記事に、上役や同役からの重要な連絡に際し、「・・・・到来、・・・・は組下江触置、本書は即刻・江継立」などと云う記事が見られる。その順達の過程で経過する村ごとに、村役人が廻状の内容を書き留めたのが、すなわち「御用留」である。

日田郡奥五馬組の筋代庄屋は、七か村庄屋の交代制であり、寄合も会場持ち回りで催されていた。したがつて、寄合開催の連絡は、「何月何日、何々村何宅にて出会可致」旨の廻状を発して、出席を促すのが常であつた。

このように、「触れ元」が固定していない場合の組下村々への通達の順序は、かならずしも固定したものではなかつたらしく、廻状の伝達経路に相

違が見られるものの、多くの場合は、概ね一定の伝達ルートが確定していたものと思われる。

① 正月廿五日（日田役所より）受取 当村（五馬市）留り、

② 二月十日（同） 出口より受取（五馬市村）、即刻芋村江継立、

③ 四月廿四日（筋代より） 塚田・五馬市新城・芋作・桜竹・赤岩留、

五月 （会所より） 五馬市始り・桜竹・塚田・本城・新城・出口留、

④ 五月廿九日（会所より） 苗代部・女子畑・大鳥・柚木・湯山・赤岩・桜竹・本城・新城・塚田・出口・五馬市・芋作、〔 〕内は口五馬筋

⑤ 五月八日（会所より） 本城・新城・塚田・出口・五馬市・芋作、

右は、本御用状留の中から一例を抽出したものであるが、①は日田役所から、五馬市村庄屋への通達到来、組下各村への廻達の前段階、②は⑤・⑥の事例と同様、出口村——五馬市（新城）——芋作村のルート、③は塚田——五馬市村——芋作（⑤同じ）のルートがあつたことが想定される。②の出口——五馬市村、③の塚田——五馬市村、⑤の塚田——出口——五馬市村の順達の相違は、筋庄屋の当番による発信順路に起因するものと考えられるが、それをすぐに証する術はない。

各種の村明細帳によると、「隣郷道法」には、芋作・出口・塚田（五馬市村明細帳）、塚田・新城・五馬市・芋作（出口村明細帳）、五馬市・芋作・出口（新城村明細帳）などと、隣郷の名が列記されることも、本村からの単なる遠近ばかりでなく、右の廻達順路を傍証するものかも知れない。

このような問題は、いざれ機を見て考えたいと思う。以上、嘉永六年の御用留の翻刻にあたり、問題を提起する。

解読上、文中の欠字・判読不能な文字は□、判読した文字は団と表記し、明らかな誤字は、適当な文字に直し、旧漢字は特別な用語以外は新字に替え、また、助詞の「者」は「は」に替えた。なお○印は、内容を勘案し条項ごとに付した。

平成十七年三月

(表紙)

嘉永六年

御用状留

丑正月

五馬市村
新城村

(タテ二四・五、ヨコ一七・〇)

一、老後ニおよび候者をハ、宗門人別相除候者も有之、不孝之筋ニテ甚如何之事ニ候、先支配ニおるて伺之上、申渡置候通八十才／以上之老人有之、下男女等も無之者は家別割合ニ相勤候／公役村役之人夫除、孝道為相弁都て老人ヲ大切ニ致ニ様可申教候、
但 八十才以上之者は勿論、当歳八十才ニ相成候者取調、増減書附／宗門帳ニ相添可差出候、

一、孝行奇特之者は勿論、農業格別出精之者有之候ハハ取調／可申出候
一、百姓株相続可致もの年頃ニ成り、独身ニ候は相應の嫁婿／取遣、及老年無子供者へは養子を世話致遣申、都て百姓家／名不絶様厚世話可致候、

一、百姓之内、當時相続方無之とて他所へ遣之は、品寄田畠荒／地等出来、村々困窮之基ニ付、右様之類は村中申合相続／方勘弁致、若無株仔細有之候ハハ、其段申出可受差図／猥ニ村送り寺送り差出間敷候、
一、定免年季並新規定免相願候村々は増米いたし／其外小物成類新規稼相願度分並年々不定米銀之分／当年稼増減有無共取調、二月廿日迄二無相違書付可差出候、

但 築網稼之分は、五月廿五日迄二書付可差出候、且運上小物成／当年迄ニテ年季明之分共、当十月廿五日迄切替願差出、調受／可申候
一、前通荒地、精々手入致、其外田畠成等有之は小前帳相仕立て、二月／廿日迄可差出候、

右之外、例年御廻状之面、略之候、以上、
丑正月廿五日受取 当村留り、

○ 前々被仰出候御法度並五人組帳面、弥堅相守可申候、且婚礼之節／石打・水掛之類、其外喧嘩口論等不致、忠孝相勤農業家業／を精出し、万事費を省儉約第一ニ心掛け、田畠作付方念を入、手後／不相成様為致且楮櫨等植付候様小前江可申付候、

一、当年宗門絵踏之儀、中月中分より公役廻村相改候条、宗門人別／五人組帳並兼て申渡置候通取調、当月廿五日限り無相違／可差出候、且踏絵之節他出病氣等ニテ罷出兼候者共、留主居／之者共、名前書出、役先へ差出調改を受可申候、
但 年々引続き他行改等いたし、絵踏相洩候者有之哉ニ相聞／甚々不埒之事ニ候、以來は宗門改以前呼返、改を受可申候、

○ 古金銀真字式分割、古式朱銀並文政度之文字金／銀草字式分割式朱銀壱朱銀共、通用停止之分／当子十月迄引替候様、去亥年相触候処、

今以引替残も／多く有之候ニ付、引替所之儀猶又來丑十月迄是迄之／

通被差置候条、諸事先達て相触之通相心得、右／期月を限引替候様、

御料は御代官私領は領主／地頭より入念可被申付候、

一、唐物抜荷之儀ニ付ては、先年以來度々被仰出候儀も／有之候処、免

角不正之売買いたし候もの不少、就中／唐船出入之時節を考、海上ニ

おいて多分之密売／買相勵もの共、追々趣意いたし候趣ニ相聞、依之

此度／取締方之儀、長崎奉行より彼地之者共を始唐商共ニ／至迄改て

申渡、諸事嚴重取計候筈ニ候間、九州・四／國・中國路ニ領分有之

面々は勿論、其外國々ニても／領中之もの共、不正之品取扱之儀無之

様厚心を付／嚴敷取締方可被申付候、長崎最寄之嶋々ニは、専ら／密

売出掛候もの別て多く集り居、不正之取引致候趣／不届至極之事ニ候、

向後唐船入津出帆之節々／右浦方へは旅船漁業船等、都て他国之もの

猥ニ／滯留為致間敷候、船は勿論陸地旅人たりとも／怪敷躰之もの見

受候ハハ、早速捕押(捕押)其所之役人共／立会、其子細相尋候上長崎奉行所

へ差送り候様／可致候、仮令一見其筋ニ携候ものニても、訴出ニおい

てハ／其罪をゆるし褒美可為、所之者右之趣知ながら／等閑ニ致置、

後日ニ於令露顯は、急度曲事／可申付候、此外都て前々被仰出候趣無

遺失、正路ニ／可相守候、

右之通可被相触候、

右之通御書付出候間、其旨相心得、此廻状村名下ヘ／庄屋令受印、早々
順達留より可相返もの也、

丑正月七日 日田

御役所

一、銀 百武拾七分武厘

一、同 五拾三匁壹分九厘

右は、其村々御年貢銀納入用書面之通ニ候条／二月十四・十五日兩日之内上納可致候、

丑正月十三日 日田

御役所

○ 覚

一、米 八石八升八合

△ 米 八石三斗三升壹合

此銀 七百五拾九匁七分六厘

外 拾壹匁四分

積立入用

五馬市村

芋作村

新城村

一、米 壱石三斗六升三合

此欠米 四升壹合

△ 米 壱石四斗四合

此銀 百武拾八匁四厘

△ 外 壱匁九分武厘

一、米 三石武斗九升壹合

△ 此欠米 九升九合

△ 米 三百九匁壹分六厘

此銀 四匁六分四厘

右は、其村々去子御年貢御口米、御年限中／正米江戸御廻米買替代銀並

○ 覚

積立納入用共／書面之通相触候条、來二月十四・十五日両日／之内、急度可相納候、此廻状村名下庄屋令受印／早々順達留村より可相返もの也、

丑正月

日田

○ 覚
一、錢 壱貫目

新城村

其村々去子皆済銀之内、取納相延候分、當二月／上納可致処、猶又月延相願候、依て來三月十四日・十五日両日之内、無相違急度可相納候、此段小前末々申聞可被置候、

二月十七日 日田

○

其村々天保四巳高入新田、去子年迄二て／定免年季明之分、増米大

豆いたし後／年季之儀取調、二月十五日迄二可願出候、此／書付村下二令受印、早々順達留より可相返もの也、

丑正月廿九日 日田

御役所

馬原村始 野田村留り／二月十日、

出口より受取、即刻芋作村江繼立申候、

○ 紀伊一位殿逝去二付

一、普請は今日一日停止之事、

正月二十七日

右之通御書付出候間、普請は今日一日、鳴／物は今日より廿九日迄停止候条、得其意此廻状村／名下令請印、早々順達留り村より可相返もの也、

丑正月廿三日 日田

御役所 御印

右村々役人

○ 覚

一、丁錢 拾六貫百八拾九文

二、同 四貫三百十九文

右は、當丑郡中入用前割、來三月朔日・二日両日之内／丸屋幸右衛門預書ヲ以可相納候、

二月十七日

御役所

○ 各様弥御堅勝被成御座珍重奉存候、然は豆田町百右衛門／先年より焰硝稼致來候、右ニ付つね江戸表より御用等被仰渡／出産焰硝御上納致來候処、近年諸國より右焰硝隠／買、又は焰硝稼於郡方仕候ものも間々有之趣、右躰不取締にては御用被仰渡之節、御用弁不相成儀は／顯然之儀有之、難渋之段申出候間此度相改、鑑札稼方之／ものへ相渡置候間、右百右衛門方より仕入焰硝は不及申、於／御支配所決て右鑑札所持不仕者江為相稼申／間敷候間、万一心得違之者も有之候ハハ、相知れ次第當所へ／右之段御届可被成御注進奉申上候、急度御取締／可被仰渡候間、

決て無等閑御取計可被成候、此廻状御覽之上村々共、村下江受印被成、早々順達留村より御返可被成候、以上、子十二月十五日 会所

右は當丑宗門改並貯穀見分為御用／明後二十二日より致廻村候条、諸事無差支様取計／他出之ものハ早々呼戻、実々大病之者は格別／為差儀も無之分ハ押ても罷出改請可申候／尤八十歳以上之老人ハ罷出候とも留主居／いたし候とも勝手次第二テ、別紙廻村順帳壹冊／相達候間、此先触一同順達、留り村より／御役所へ可被相返候、以上、

丑三月廿日

池田岩之丞手代

○ 覚

五馬市村
庄屋

信作

右は申談度儀有之、明後十八日可被罷出候、以上、

○ 覚

一、丁錢 三貫三拾九文

一、同 拾壹貫三百九拾六文

右は、去子歲定式其外取計もの内割／出錢並石代一件二付、進物入用共惣代衆申談／書面之通割賦いたし候条、当月十四日・十五日両日之内、当所へ御納可被成候、此廻状村名下／被成御請印、早々順達留り村より御返可被成候、以上、

丑三月

会所

十一月十七日 御書状參り、早々可相納事、

○ 覚

一、人足 四人

内 壱人 絵板持

武人 駕籠 壱挺

両掛 壱荷

壱人

日田郡下筋村
役人中
三月廿七日 甘八日
三月廿八日 万々
三月廿九日 甘九日

石黒牧右衛門

日田郡下筋村
役人中

甘八日

万々

小切畠

西木林

本城

塚田

出 口

休

桜竹

赤 岩

泊 湯 山

休 下野田
鎌 貫見
松原 小五馬

万々

高 取

統 木

休

万々金

休

西木林

休

本城

塚田

出 口

休

桜竹

赤 岩

泊 湯 山

泊 芋 作
新 城
出 口

泊 湯 山
赤 岩
本 城
塚 田
出 口

万々

高 取

統 木

休

万々金

休

西木林

休

本城

塚田

出 口

休

桜竹

赤 岩

泊 湯 山

泊 芋 作
新 城
出 口

泊 湯 山
赤 岩
本 城
塚 田
出 口

○ 覚

一、金 武両三分 永武百三十三文
一、同 三分 永五文六分

五馬一村
新城村

右は、先達て中筋惣代中二申談置候去亥夫食米御／口米買納金並亥間際

金納入過金共差引錢／御上納之儀、当月廿八日・九日兩日之内、御掛屋

預り書を以、御上納／可被成候、此廻状早々「略」、以上、

丑三月

会所

新城

即刻 莘作江繼立候、

○ 覚

一、人足 三人

駕籠 壱挺

明荷 壱

右は、御用相済、明二日暁六ツ半時、直入郡／名子山村出立、帰陣いた
し候条村々二おゐて／書物之人足差出置、無遲滯繼立可被申候／此先触
早々順達、日田会所ニ至り御陣屋江可被相達候、以上、

四月一日 池田岩之丞手代

相沢時之進 印

四月二日泊り

三日昼

名子山村 田野村 湯坪村 常原村 塚田村
五馬市村

右村々役人中 四月二日亥刻 塚田村受取 即刻繼立申候、
猶以昼泊之儀は、上下三人賄方用意可有之候／尤一汁一菜賄、有合之品
相用、之外 決て〇〇間敷／酒肴等同断之事、

○ 放牛馬之儀、御村々共來廿六日限り御引集可被成候、右之段申進度
早々、以上、

四月廿四日

塚田

五馬市

莘作 桜竹

赤岩留り

本城 良平

以御返し可被成候、以上、

○ 覚

百姓代 平九郎
組頭 六右衛門

会所

夫食返納請書、右兩人印判落相成居候段、被仰渡／候間此者江御渡可被
成候、余村は相済、御村方計有之候間／聊無延引、此者江御渡可被成候、
以上、

丑五月朔日

新城村

与頭 中

當之賃錢御渡可被成候、夫繼立二渡ス、

会所

○ 今般四日市御坊所千人講三番会、来ル／八日照蓮寺相勤申候間、其
村々とも掛錢／御取計、正四ツ時御惣代壱人宛講錢持參ニテ／御差向可
被成候、尤、加入人無漏落御沙汰可被成候／此廻状村下江御印形被成、
御披見之上御渡可被下候、右申進候、以上、

丑五月

五月二日着いたし候

会所

五馬市村始 桜竹 塚田 本城 新城 出口村留り

○ 其筋内村々共心得違之族有之、近來懸的相催／候趣、右之段達御聞
内分嚴重ニ取締り可致旨／被仰渡候間、御村々共聊無等閑御取締可被成
候／此上心得違取計いたし等閑打捨置候ハハ、御差押も／可相成候間、
急度御取締被成、心得違之もの無之様御取計／可被成候、此廻状刻付ヲ
以御返し可被成候、以上、

丑四月廿九日

会所

本城村

五一

苗代部	女子畠	大鳥	柚木	湯山	赤岩	桜竹	本城	新城
塚田	出口	五馬市	芋作	右村々役頭中				

○ 其御村之儀、当丑年余荷並御歳暮入用／其外石代一件出錢之儀、未
御納不被成、右二付諸綿方／極々差支候間、此状着次第御納可被成候、
延引／御村方へハ飛脚

差立候間、早々御納可被成候、此廻状御順達可被成候、早々以上、
五月八日

会所

本城	新城	塚田	出口	五馬市	芋作
----	----	----	----	-----	----

右村々御役頭 中

右名前被盜取候○物並右之○、御届書／差出候様被仰渡候間、何之何
年何月何日被盜取候趣之御届書、三役人印形／書付可被成御差出候、及
延引候てハ決て不相済候間、明廿三日朝五ツ半迄差出候様可被成候／右
刻限差遅候ては決て不相済候、此廻状披見之上／此ものニ御渡し可被成
候、早々以上、

六月廿六日 会所

五馬市	百九十文
-----	------

本城	二百六十六文
----	--------

出口	右同断
----	-----

○ 今般天氣照続、一統田根付出来不申場所、村々共／多分有之、殊大
川筋掛りと申ても水引取方出来／不申趣申出候村々も有之候間、今晚よ
り於大原社雨乞且ハ五穀成就として、二夜三日御祈祷有之／候間、御
村々共小前一統参詣いたし祈雨可仕旨、無漏落御申触可被成候、此廻状
刻付を以御返し可被成候、以上、

六月四日 御役所

新城	新城村莊屋
----	-------

芋作	彦○衛門
----	------

五馬市	与頭
-----	----

百姓代	甚左衛門
-----	------

五月十三日 五月十五日 本城より着く 会所

桜竹	本城	塚田	出口	芋作	新城	五馬市
----	----	----	----	----	----	-----

○ 覚

五馬一村

そ 七

出口村	庄屋
-----	----

弥惣次

五馬一村

周 平

平右衛門

新兵衛

○ 水戸峯寿院様御逝去二付、鳴物は今日より／来月一日迄停止、普請
は不苦候、

六月廿六日

右之通御書付候間、普請は不苦、鳴物は／承り候日より七日停止候条、
其意廻状村下江令／請印、以刻付順達從留可被相返もの也、

丑八月四日

日田

御役所 印

苗代部始 五馬市村留

右村々 役人

○ 公方様御不例之処、御養生不被為叶／今日廿二日被遊薨去之旨被仰
出候、今日より普請鳴物停止候間、得其意可被相触候、

七月廿二日

右之通得其意廻状披見、当日より普請鳴物／停止たるへく、小前未々迄
不漏様申触／此廻状刻付を以早々順達、從留可相返もの也、

八月十二日 日田

御役所 苗代部始

八月十三日丑ノ刻、芋作・新城村より

受取留り

○ 先達中申遣置候茶立縞あわせ品々請取ニ御遣／可被成候もの縞物得
と為申聞請取／書持參御遣可被成候、御述引被成候ては不宜候間／此狀
着次第御伺御差出可被成候、以上、

○ 當

丑八月十八日

会所

本城久左衛門殿
五馬市信作 殿
同 孝太郎 殿

一、人数 七人
内 四人 駕籠 二挺
老人 兩掛 被挺

式人 小長持 壱棹

一、軽尻馬 拾匹

内 宿駕籠 壱匹 三子下之積

外 宿駕籠 壱挺用意

右は、石黒様日州御先触

丑八月廿六日

八月廿八日 泊 出口

廿九日 同 宮原

石黒枚右衛門

○ 覚

一、人足 捨人 五馬市村

内五人 御村方御手当置可被成候

一、馬 捨人 同村

一、人足 五人 新城

一、同 七人 本城

一、同 五人 桜竹

メ

○ 覚

初納

一、銀 武貫五十目

一、同 八百六十匁

八月廿八日

出口弥惣治

右村々

右は今晚石黒様御家内御泊り二相成日州／富高へ御引越ニ付、書面之人

馬、明廿九日朝正／七ツ時、当村ニ相揃候様御指差図可被成候、

尤御泊リニ付、御機嫌窺之儀思召も有之ハハ／、御出可被成候、右申進
度早々、以上、

○ 其村々去々亥去子兩年分割付・皆済／目録相渡候条、御年貢初納之
節、米銀手形持參可罷出候、

御役所

九月八日

○ 一、十九メ八百六拾八文

一、五貫三百壹文

右は郡中入用、九月十四・十五日、丸屋預り書ヲ以可相納事、

新 城

八月廿四日

五馬一

留り

○ 当丑御年貢より本途小物成等も、是迄／石代納之分、江戸仕廻米被
仰付候間村々取調／、惣代之もの早々罷出可申候、此廻状令請印／、
早々可順達ものなり、

八月廿三日

御役所

追て御廻米・瀬取賃米・運賃代諸渡米之分／当丑より代銀ニテ可被下置
条、可被得其意候、以上、

十月十日

本城久左衛門

筋代御用相勤候処、御米方之儀ニ付、申談候儀／御座候間、明十一日正
五ツ時、出口弥惣治殿宅ニテ出会／可申候間、御出席可被成候、尤預り
候種々書物御座候間、右刻限無延引御出会可被成候、以上、

塙田 出口 五馬市新城 莊作 桜竹

善平殿

○ 爲

一、銀 二貫五拾匁
一、同 八百六拾目

右は当丑御年貢上納銀、十一月十四日・十五日納、

○ 爲

一、錢 拾九メ八百六拾八文
一、同 五貫三百壱文

メ

右は來寅郡中入用前割、書面之通來ル十一十四日・十五日、丸屋預り書

ヲ以可納候、

○ 爲

源 藏

十 平

為衛門

一、繩
一、栗木 角
一、松皮

一、くぎ類

一、大工

一、竹

一、畳

一、壱

メ 壱メ四百六十三匁六分

此割高

五千八百五十三石壱斗三升九合

十月十八日

五馬一村

会所

塙田 出口 五馬市新城 莊作 桜竹

○ 筋代御用相勤候処、異國船之儀ニ付、上金申談之儀ノ有之候間、明

廿九日五馬一信作殿宅江向御出會可被成候、直々申談度儀ニ付、無名代御自身御出會可被成候、以上、

十月廿八日

当村始 本城○○

桜竹俊吾

○ 爲

一、かんりやく 贳百五拾枚

一、葺替土 半坪

一、左官 七工

一、手伝 拾七人

一、すさ 三把

一、道木取寄人足 拾五匁

一、栗木 角 三十匁

一、松皮 三十五匁

一、壱 束 三十六匁

一、大工 六十匁六分

一、竹 七十五匁

一、畠 十二枚

一、壱 拾六匁

一、大工 五百四十匁

メ 壱メ四百六十三匁六分

此割高

但 高十石二

四十六文五分五厘

一、九百拾四人

新城
五馬市

一、三メ四百五文

五馬市

右は其御筋内御引請大原山神宮寺所々／相損候処、前書見積り書差出候
二付、則惣代衆見分之上、割賦相触申候間、早々御納可申候、以上、

十月廿五日

会所

○ 一、丁錢 武貫四百七文

五馬市村
新城村

一、同 六百四十二文

右は当丑三ヶ所御初穂並鬼石坊御拝借返納銀／例年之通割賦御触出之
辻、十一月十四日・十五日会所納、
丑十月

○ 一、銀 三百八文

五馬市村
新城村

一、同 百拾六文

右は当丑長崎廻米四ヶ所納入用銀、書面之通／割賦相触申候間、来ル十
月一日・二日兩日之内、丸屋幸右衛門預り／書を以御納可被成候、

丑十月

会所

○ 一、米 弐石壹斗四升九合

五馬市村
新城村

一、同 八斗壹升壹合

右は去子長崎御廻米四ヶ所納入用銀、請勘定／不足惣代立会、書面之通
割賦相触候間、御村々御米一同中城閔御藏所へ御納可被成候、此廻狀
早々御廻し御請印之上留り村より、御返し可被成候、以上、

丑十月

会所

○ 一、米 拾七石

五馬市村
新城村

一、同 六石五斗

右は当丑長崎御廻米之内、買替納書面之通／割賦相触申候、尤十一月十
日迄増米壹石二付、米九升請負人より申出候間、小前無渉落御申聞可被
成候、十一月／十一日より増方相増候間、左様御承知可被成候、此狀
早々御廻し／可被成候、以上、

丑十月廿七日

会所

○ 其御村々当丑長崎御廻米、米扱は勿論、繩俵○入念内札竹札札共、

無渉落持參、早々津出御取計可被成候、／尤其是迄天氣不宜、糲干立方出
來兼候段申立候得共／余り出石無之候二付、嚴重費仰渡候間、成丈手廻
し日割りニ不拘出石相進候様精々小前へ無渉落御申聞／可被成候、此廻
状刻付を以早々御順達可被成候、以上、

十一月十一日

中城

五馬市村 新城 莊作 出口 塚田 本城 桜竹 留り

○ 尚々此札之儀、都て例年之通御取計可申候、

当丑中崎御廻米津出之儀、十一月十日より十二月廿四日迄／日数四十五
日皆津出仕候様被仰渡候間、米繩拵は勿論／繩俵等極々入念、右日限二
不拘皆津出致候様、小前無渉落御申觸可被成候、且御米内札之儀ハ、御

手代／吉田快助さま御名前御書入可申候、所々出役「座屋」左之通、
鎌手 五郎蔵

中城 馬原潤左衛門 関 中嶋 彦 平

堂尾 差佐左衛門

右馬之丞 苗代部祐兵衛 長崎 用松瀬兵衛

右之通、御承知之上、此状早々御順達可被成候、以上、

例年之通上乗名前早々御書出可被成候、

丑十一月五日

会所

十四日 芊作より受取

○ 覚

一、銀 七拾三匁五分八厘

一、同 拾九匁六分三厘

五馬一
新上

丑十月十二日 日田

○ 其村々御林、百姓林共楠木大材之分、御用／被仰出候二付、尺角以上二可相成大材之分寸間／目通並百姓林之分、直段並伐出・山出賃／何程可相懸哉川筋等早々取調、有無共可申出候、此廻状村下令受印、早々順達、下略、

右は岳林寺御宮修復一条、且本堂／勸化之儀奉願上候処、追々御聞済二相成、御書渡ヲ以被仰渡候次第、先達中筋惣代申談置候二付、／書面之通割賦相触候間十二月朔日・二日両日之間、御納可被成候、此廻状御村下被成受印、早々順達／留より御返可被成、以上、

会所

丑十一月

○ 覚

一、銀 六貫六拾二文

一、同 壱メ六百十七文

五馬市
新城

一、米 拾九石四升六合六勺
一、米 百五拾七石

江戸
新城村
長崎

○ 御役所 陣屋廻始 十一月廿八日 芊作より受取

五馬市村

○ 御役所 陣屋廻始 十一月廿八日 芊作より受取

江戸

○ 覚

一、米 拾九石四升六合六勺
一、米 百五拾七石

江戸
新城村
長崎

右は其村々當丑尾年貢江戸長崎御廻米／書面之通候処、得其意兼て申渡置候通／米性相選、揆方繩俵共精々入念、早々／津出可致候、此廻状村下令受印、早々順達、（以下記事なし）

丑十一月十七日 日田

○ 御役所 口筋初 十一月廿六日 芊作より受取

丑十一月

会所

○ 鳴物之儀、所作二いたし候もの計、今日より差免候、／右之趣相心得、此廻状令受印、早々順達、下略、

○ 覚

丑十月十一日 御役所

陣屋廻始 十一月廿六日 芊作より受取

一、米 壱石二付 銀 八拾九匁九分六厘三毛
一、口米 壱石二付 銀 九拾四匁九分六厘三毛

一、大豆 壱石二付 銀 八拾三匁八分六厘七毛

右は当丑石代直段、書面之通被仰渡候間、此段申達候、

丑十一月

会所 桜竹始 廿六日 芋作より受取

一、銀 八匁九分壹厘 五馬一
代 九二 九十九文
一、同 弐メ式百六十五文
此銀 廿匁六分

新城 五馬 五馬一
新上

○ 覚

一、銀 壱匁七分八厘

五馬一
新城

一、同 五匁壹分三厘

五馬一
新城

一、同 四十七匁貳分五厘

五馬一
新城

一、同 九十四匁五分

五馬一
新城

一、同 三百廿五匁

五馬一
新城

右は助合穀、当丑年分、丸屋幸右衛門手形ヲ以、來／十四日・十五日可

相納、此書付受印、下略、

十二月七日

御役所

十日 芋作二繼

三石三斗九升壹合

此銀 三百廿貳匁貳分二厘

外銀 四匁八分三厘

○ 被仰渡候大急御御用有之候間、被廻状着次第／無御名代御自身御出勤可被成候、差向之儀二付、必御延引被成間敷候、以上、

丑十二月八日

会所

五馬市信作 殿 十日夕 着

○ 三納